

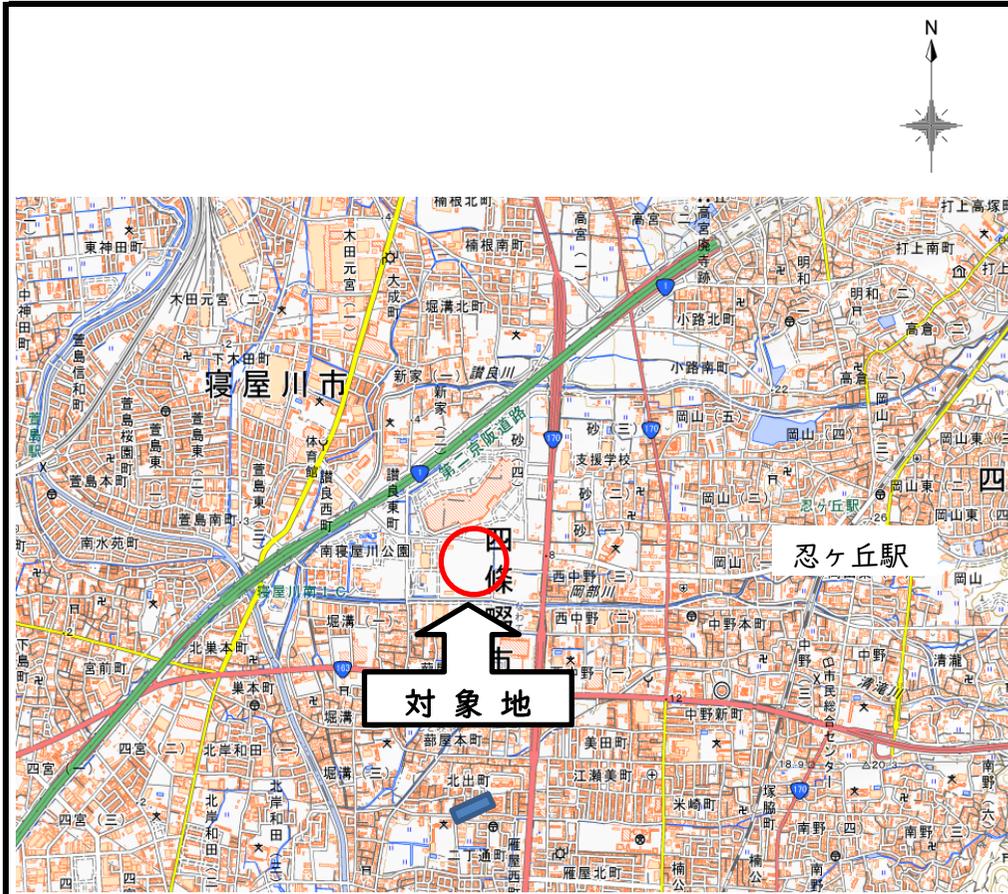
物 件 明 細

物件番号	所在地 (住居表示)	四條畷市砂四丁目17番1外11筆 (四條畷市砂四丁目1番13号)	地目	田	交通 機関	JR学研都市線 忍ヶ丘駅 西約1,300m	最 低 使用料 (年額)	29,559,600円/年	
1									
土地の概要				特記事項					
面積	使用許可対象面積 7,103.63 m ²			<p>1 平面駐車場(コインパーキングを含む)としての利用を想定しており、それに付帯するプレハブ造等簡易構造物の設置については認めることとします。</p> <p>2 対象地への車両等の出入については、四條畷市及び四條畷警察署と協議し許可を得てください。 道路施設の形状変更等については、四條畷市と協議してください。なお、費用が発生する場合には全て占有者の負担となります。 (お問い合わせ先) 四條畷市都市整備部建設課 電話 072-877-2121(代) 大阪府四條畷警察署交通課 電話 072-875-1234(代)</p> <p>3 開発行為及び建築行為の際は、四條畷市都市整備部都市計画課と協議して下さい。 (お問い合わせ先) 四條畷市都市整備部都市計画課 電話 072-877-2121 (代)</p> <p>4 対象地の外周部の一部には雨水排水施設がありますが、汚水の排水が生じる場合は、四條畷市上下水道局下水道課と協議して下さい。 (お問い合わせ先) 四條畷市上下水道局下水道課 電話 072-876-7900</p> <p>5 対象地は、文化財保護法による埋蔵文化財包蔵地である「葦屋北遺跡」に指定されており、対象地において掘削を伴う工事などを行う場合は、文化財保護法第93条第1項の規定に基づき、着手前に届け出をする必要があります。 (お問い合わせ先) 四條畷市教育部地域教育課 電話072-877-2121</p> <p>6 北側市道から対象地への乗入れには高低差があり、スロープを設置していますが、構造変更等を行う場合には東部流域下水道事務所と協議してください。 対象地と対象地外の境界は景観や防犯等に配慮して、既存の物と同等以上の規格の万能塀などで仕切っていただく必要があります。 対象地における万能塀、フェンスなどの工作物等の新設、撤去、形状変更及び場内整備等については、東部流域下水道事務所と協議してください。 なお、対象地内における工作物等の新設、撤去、形状変更及び場内整備等に要する費用は全て使用者の負担となります。 (お問い合わせ先) 東部流域下水道事務所維持管理課 電話06-6784-3728 次頁へ続く</p>					
接面道路 の状況	北側：市道・幅員約7.0m・舗装有・高低差有								
法令に 基づく 制限	市街化区域			<p>市街化区域</p> <p>用途地域 準工業地域</p> <p>地域地区 —</p> <p>建ぺい率 60% 容積率 200%</p> <p>その他の法令等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法 ・文化財保護法(葦屋北遺跡)※周知の埋蔵文化財包蔵地 ・都市計画法(東部大阪) ・土壌汚染対策法 ・特定都市河川浸水被害対策法 					
	都市 計画法	用途地域	準工業地域						
		地域地区	—						
		建ぺい率	60%						容積率
その他条件									
供給 処理 施設の 状況	区分	配管等の状況		照会先及び電話番号					
		対象地周辺	対象地内						
	公営 水道	本管	引込管	四條畷市上下水道局工務課 072-876-6221					
		有	無						
	電気	配電線	引込線	関西電力送配電(株)コンタクトセンター 0880-777-3081					
		有	有						
都市 ガス	本管	引込管	大阪ガス(株)導管情報センター 06-6202-2141						
	無	無							
公共 下水道	本管	引込管	四條畷市上下水道局下水道課 072-876-7900						
	有	無							

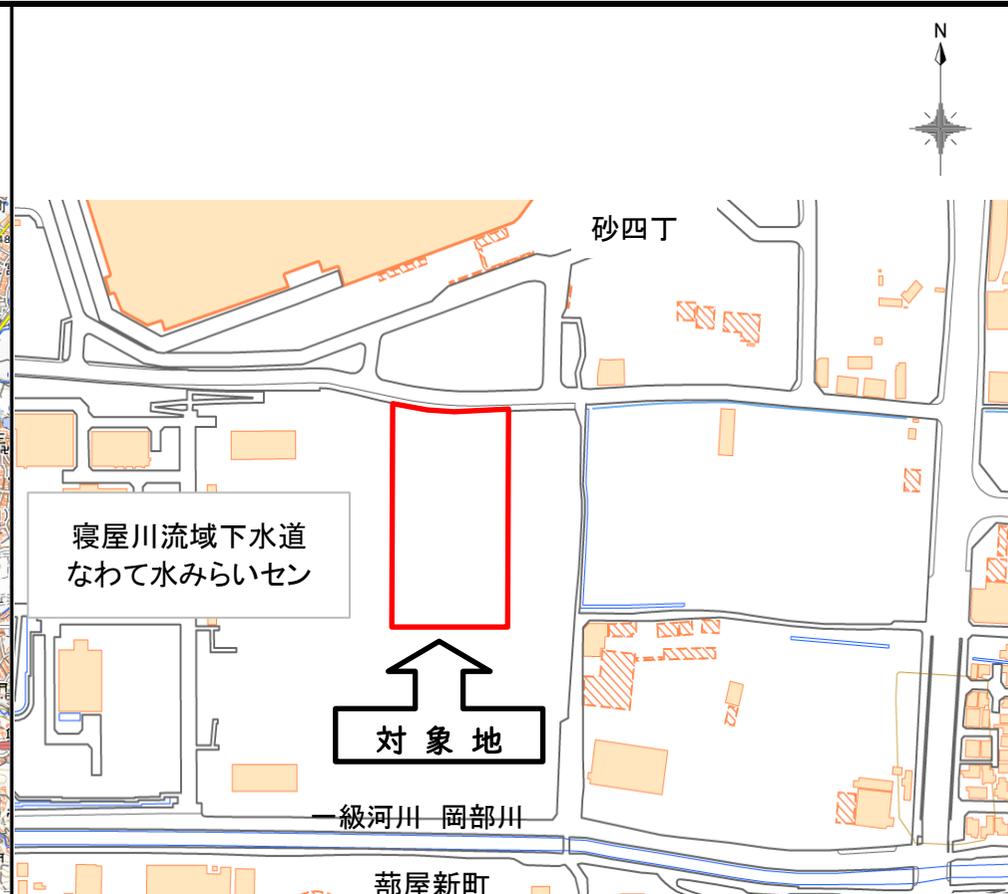
特記事項

- 7 土地利用に関する近隣住民及び関係機関等との調整は、全て使用者において行ってください。
- 8 管理フェンスなどの周辺についても、対象地と同様に良好な管理を行ってください。なお、それらの施設の損傷等について、対象地の使用が起因する場合、使用者に復旧を求めることがあります。また、対象地の北側市道及び東側は高低差のため法面がありますが、崩落等が生じないよう良好な管理を行ってください。
- 9 管理施設は、緊急的に補修や点検を実施することがあります。ついては、補修工事や点検において、一定の期間、使用不可となる箇所が生じることとなりますが、その使用料や補償などを大阪府において負担することはできませんので、あらかじめご了承ください。
- 10 対象地の実地調査及び隣接敷地内の下水道管渠（マンホール等）の調査を行うため、大阪府職員又は大阪府の受注業者が対象地に立ち入ることがあります。さらに上記の者による実地調査等で対象地にある施設が支障になる場合は、施設の撤去または移動をお願いします。なお、撤去又は移動等に必要な費用等については、使用者の負担となります。
- 11 現在、対象地（一部を除く）には過去の公募により落札された現使用者がいます。現使用期間は最長で令和4年3月31日までとなっております。また、現地に設置されている施設の一部は、現使用者の所有施設となりますので、それらの施設を継続して使用される場合は、使用開始日までに予め現使用者と譲渡等の協議を行ってください。なお、大阪府は現使用者と本公募により決定された使用者との譲渡契約等には一切関与しませんので、協議の結果により使用開始日が遅れた場合でも、その責めを負いませんので、あらかじめご了承ください。
- 12 対象地の形状について、現在の使用者が使用している形状とは異なり、令和3年10月（予定）からの造成工事により令和4年3月末に貸付対象地の最終形状となりますので、あらかじめご了承ください。
- 13 使用期間は、令和4年4月1日から最長で令和9年3月31日までとします。

(1)位置図 (物件番号:第1号)

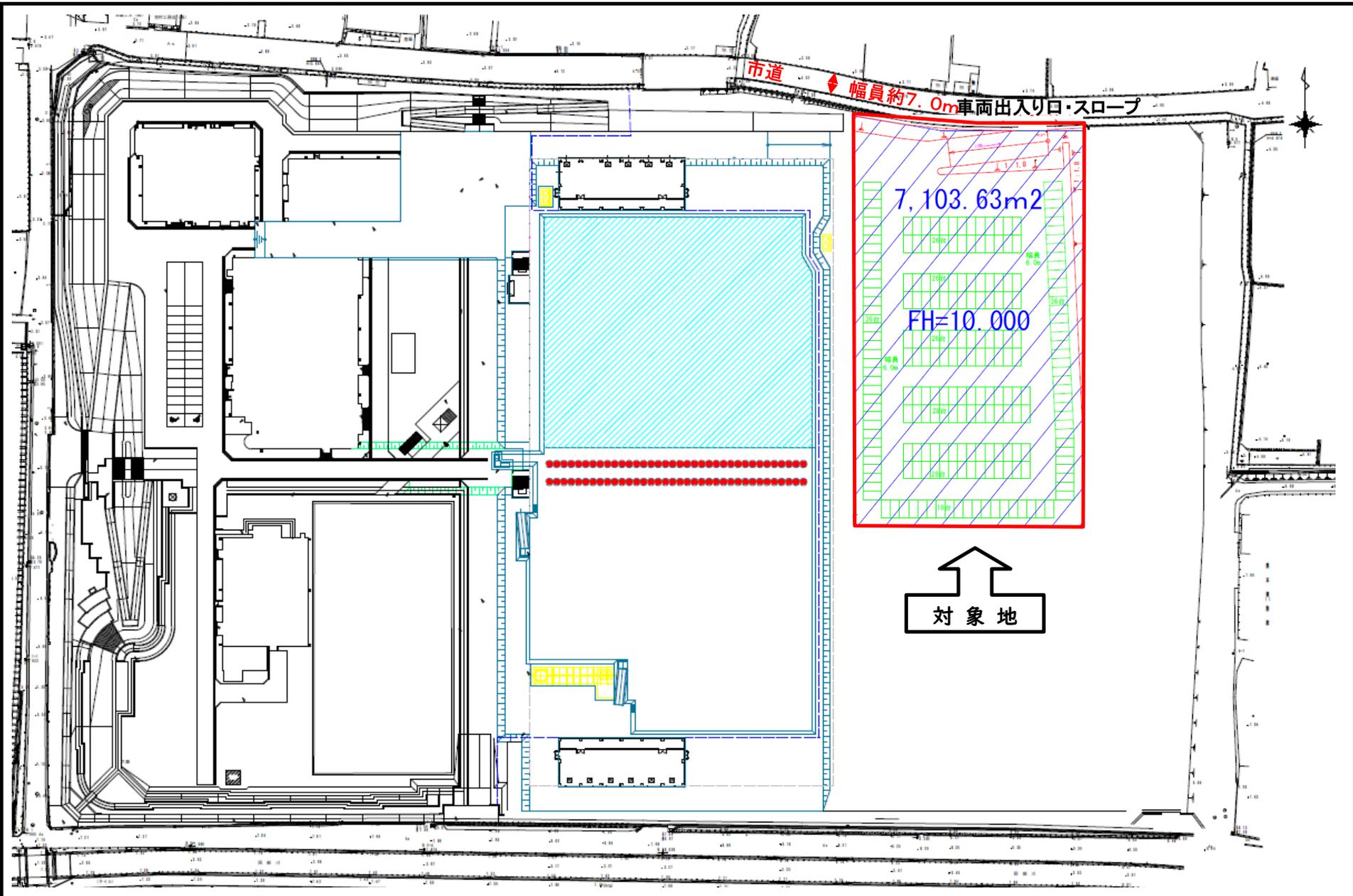


出典：国土地理院ウェブサイト



出典：国土地理院ウェブサイト

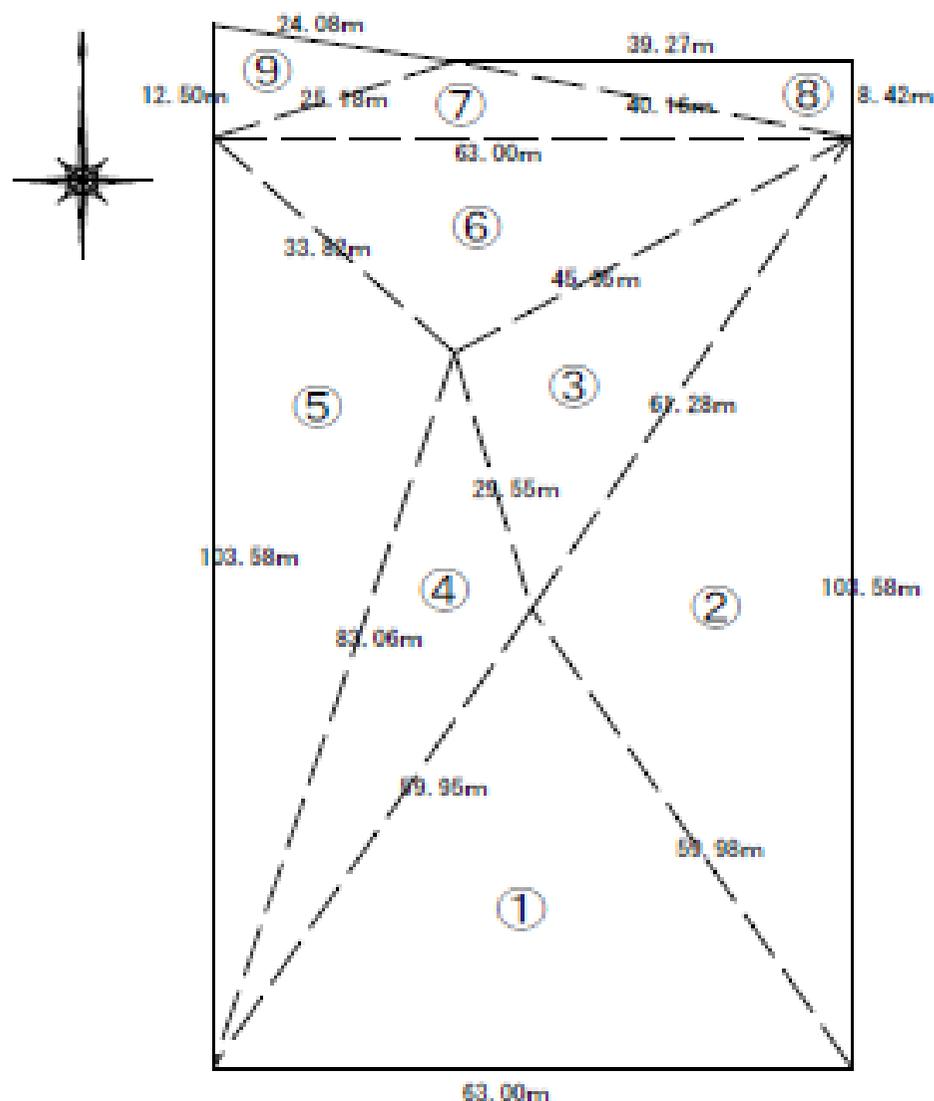
(2) 平面図(物件番号: 第1号)



図面名	貸付平面図
作成年月日	令和3年4月26日
事業者	大阪府

(3) 丈量図 (物件番号: 第1号)

対象地面積 7103.63^m²



番号	a (m)	b (m)	c (m)	s (m)	A (m ²)
①	63.00	59.95	59.98	91.465	1607.29
②	59.98	103.58	61.28	112.420	1632.52
③	61.28	45.95	29.55	68.390	651.00
④	29.55	59.95	83.06	86.280	644.19
⑤	83.06	103.58	33.82	110.230	1233.62
⑥	33.82	45.95	63.00	71.385	756.25
⑦	63.00	25.18	40.16	64.170	265.11
⑧	40.16	8.42	39.27	43.925	165.33
⑨	25.18	12.50	24.08	30.880	148.32
合計					7103.63

※ヘロンの公式 A (面積) = $\sqrt{s * (s - a) * (s - b) * (s - c)}$

ただし、 $s = (a + b + c) / 2$

図面名	丈量図
作成年月日	令和3年4月26日
事業者	大阪府